

精神科救急医療に係る事業取扱要領 細則

精神科救急医療に係る事業取扱要領の（１）人口按分負担割合、（２）診察等事業及び（５）輪番病院確保事業受入体制確保費の支払いに関して以下のとおり細則を定める。

1 人口按分負担割合

人口按分負担割合により算出した各自治体の負担額の合計に±1円の端数が生じた場合、次表1に掲げる調整順位（人口按分負担割合算出時の四捨五入による端数の切捨て・切上げ負担分に応じた順位。ただし、四捨五入後の合計が100%を超える場合は四捨五入に依らず、負担分を考慮して端数の切捨てまたは切上げを行う。）に応じて負担額の調整を行う。1円余剰が生じた場合は、調整順位最上位の自治体の負担額を1円減らし、1円不足が生じた場合は、調整順位最下位の自治体の負担額を1円増やすものとする。

（表1）令和2年度 国勢調査結果を基にした調整順位（令和8年度まで適用）

自治体	人口	四捨五入前 人口按分 負担割合	四捨五入後 人口按分 負担割合	採用する 人口按分 負担割合	端数処理に 伴う負担分	調整 順位
神奈川県 (県所管域)	3,196,091人	34.600%	34.6%	34.6%	+0.000%	3位
横浜市	3,777,491人	40.894%	40.9%	40.9%	+0.006%	2位
川崎市	1,538,262人	16.653%	16.7%	16.6%	-0.053%	4位
相模原市	725,493人	7.854%	7.9%	7.9%	+0.046%	1位
県全体	9,237,337人	100.001%	100.1%	100.0%	—	—

2 診察等事業

神奈川県精神科病院協会及び神奈川県精神神経科診療所協会の輪番調整により他の輪番病院等へ精神保健診察のために派遣される指定医（以下、「応援指定医」という。）の指定医報酬について、休日に診察派遣応需体制を確保する指定医に対しては、派遣の有無に関わらず支払うものとする。

3 輪番病院確保事業の受入体制確保費

（１）協会が輪番調整した日（以下「輪番日」という。）の空床確認時点で受入病床（原則として保護室）の空床等救急患者受入体制を確保し、救急患者の受入要請を断らなかった場合に支払う。救急患者の受入要請を断った場合、断った案件以前または以降に救急患者の受入れがなかった場合は支払いをしない。ただし、受入要請を断った理由について行政がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

受入病床の空床が確保されていれば、受入要請をしなかった場合にも支払う。また、空床がない場合は支払いをしないが、救急患者の受入要請に応じた場合は支払う。空床確認時点は輪番区分に応じて、次表2に掲げるとおりとする。

なお、輪番日以外の日に救急患者の受入要請に応じた場合は上記に準じて支払う。

また、輪番外病院への支払いについては、別紙1の通りとする。

(2) 横浜市精神科救急基幹病院機能強化事業における補助金の交付を受け確保された専用病床（以下「横浜市専用病床」という。）からの後方移送受入に係る平日輪番病院の受入体制確保費は、横浜市が全額負担をするものとする。

ただし、同日に救急患者の依頼と横浜市専用病床からの後方移送を同一の平日輪番病院が受入れた場合には、四縣市按分により支払うものとする。

(3) 同日に同じ病院が夜間輪番病院及び深夜輪番病院を兼ねる場合、16:30時点で保護室の空床を2床確保し、救急患者の受入要請を断らなかつたときは、夜間輪番病院及び深夜輪番病院の受入体制確保費を支払う。空床を確保した上で、救急患者の受入れ要請を1件断り、それ以降救急患者の受入れがなかつた場合は、夜間輪番病院の受入体制確保費を支払い、2件以上断り、それ以降救急患者の受入れがなかつた場合は、夜間輪番病院及び深夜輪番病院の受入体制確保費は支払わない。また、救急患者の受入要請を1件断り、その前後で救急患者の受入があつた場合は、受入時間帯に関わらず、受入1件目は夜間輪番病院分、受入2件目は深夜輪番病院分とみなし、受入件数に応じた受入体制確保費を支払う。

16:30時点で保護室の空床確保が1床のみのときは、夜間輪番病院のみ実施するものとみなし、夜間輪番病院の受入体制確保費のみを支払い、深夜輪番病院の受入体制確保費は支払わない。ただし、病院の了解があれば、夜間輪番病院の延長として深夜帯にも受入要請を行うことができる。この了解に基づいて、病院が深夜帯に受入要請に応じたときは、診察時間を延長対応とみなして受入時間延長体制確保料を支払う。

(4) 原則として、同日に同じ病院が休日輪番病院及び土日午後輪番病院を兼ねないこととするが、やむを得ず兼ねた場合は次のとおりとする。

保護室の空床確保が1床の場合は、金額が高い一方の受入体制確保費を支払う。

9:00及び14:00の空床確認時点で保護室の空床をそれぞれ1床ずつ確保し、14:00～17:00の休日輪番病院及び土日午後輪番病院が重なる時間帯は2件の救急患者の受入要請に応需できる体制を整え、救急患者の受入要請を断らなかつたときは、休日輪番病院及び土日午後輪番病院の受入体制確保費を支払う。

救急患者の受入要請時の輪番病院到着予定時刻が15:30以前のものについては、休日輪番病院分の受入要請とし、病院の責によらず到着が遅れ、診察終了時間が17:00を過ぎた場合は受入時間延長体制確保料を支払う。救急患者の受入要請時の輪番病院到着予定時刻が15:30を超えるものについては、土日午後輪番病院分の受入要請とする。

救急患者の受入要請を断つた場合は、診察予定時刻が15:30以前のものは休日輪番病院分、診察予定時刻が15:30を超えるものについては、土日午後輪番病院分の受入要請として、断つた時間帯の受入体制確保費は支払わない。

(5) 同日に同じ病院が土日午後輪番病院及び夜間輪番病院を兼ねる場合、14:00 及び 16:30 の空床確認時点でそれぞれ1床ずつ保護室の空床を確保し、17:00～20:00 の土日午後輪番病院及び夜間輪番病院が重なる時間帯は2件の救急患者の受入要請に応需できる体制を整え、救急患者の受入要請を断らなかつたときは、土日午後輪番病院及び夜間輪番病院の受入体制確保費を支払う。

救急患者の受入要請時の輪番病院到着予定時刻が 18:30 以前のものについては、土日午後輪番病院分の受入要請とし、病院の責によらず到着が遅れ、診察終了時間が 20:00 を過ぎた場合は受入時間延長体制確保料を支払う。救急患者の受入要請時の輪番病院到着予定時刻が 18:30 を超えるものについては、夜間輪番病院分の受入要請とする。

救急患者の受入要請を断つた場合は、診察予定時刻が 18:30 以前のものは土日午後輪番病院分、診察予定時刻が 18:30 を超えるものについては、夜間輪番病院分の受入要請として、断つた時間帯の受入体制確保費は支払わない。

(表2) 輪番区分別空床確認時点

輪番区分	空床確認時点
平日輪番病院	9:00
夜間輪番病院	16:30
深夜輪番病院	21:30
休日輪番病院	9:00
土日午後輪番病院	14:00

附 則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 31 年 4 月 1 日施行の精神科救急医療に係る事業執行取扱要領 細則は、廃止する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。